

(4) その他

勸告	説明図表番号
<p>(調査結果)</p> <p>上記のほか、調査した在外公館において、次のとおり、改善を要する状況がみられた。</p> <p>ア 大使の着任時期</p> <p>外務省が平成14年8月21日に発表した「外務省改革「行動計画」」において、「在外公館においては、我が国の国益増進の最前線に立っているとの認識の下、館長自らが陣頭指揮に当たるとともに、館長が責任をもって館員を指導し在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を作る。」とされており、大使館が設置されたときは、館員はもとより館長たる大使は速やかに着任し、円滑な外交業務を遂行していくことが求められている。</p> <p>現在、外務省は、大使について、発令日から40日以内に現任地を出発しなければならないとしている（外務公務員の赴任及び帰朝に関する規則（昭和27年4月12日作成。昭和56年12月10日最終改正（官房長決裁））第2条）。</p> <p>今回、平成8年度から20年度までに設置された17大使館における初代大使の着任状況を調査したところ、大使館の設置から大使の着任までに要した期間の平均は約5か月（141日）であり、設置後29日で着任している例（在東ティモール大使館）がある一方、8大使館（47.1%）では5か月以上要しており、中には、10か月を超えている例（在モザンビーク大使館（313日））や6か月を超えている例（在マラウイ大使館（205日）及び在マリ大使館（213日））がみられた。</p> <p>また、大使館の設置から大使の発令までに要した期間を調査したところ、平均は3か月を超えており（104日）、設置後15日で発令している例（在東ティモール大使館及び在ラトビア大使館）がある一方、9か月を超えている例（在モザンビーク大使館（277日））や5か月を超えている例（在マラウイ大使館及び在マリ大使館（共に168日））がみられた。</p> <p>さらに、大使の発令から着任までに要した期間を調査したところ、「発令日から40日以内に現任地を出発しなければならない。」との現行ルールの下、様々な事情があるにしても、平均は37日となっている。</p> <p>なお、当省の調査期間中に設置された6大使館（平成21年12月から22年1月までに設置）においては、大使館の設置から大使の着任までに要した期間の平均は約2か月（56日）、設置から大使の発令までに要した期間の平均は19日、発令から着任までに要した期間の平均は37日となっており、大使の発令の早期化が図られているところであるが、今後も引き続きこのような取組等による大使の早期着任を推進していくことが重要である。</p> <p>イ 短期渡航者数の把握</p> <p>外務省は、在外公館に対し、海外における緊急事態発生時の邦人保護活動に備えた在外公館の体制整備状況を把握するための調査（注）の1項目として、「大使館（総領事館）管轄地域の在留邦人数及び管轄国への年間邦人渡航者数（以下「短期渡航</p>	<p>表2-(4)-ア-①</p> <p>表2-(4)-ア-②</p> <p>表2-(4)-ア-③</p> <p>表2-(4)-ア-④</p>

者数」という。)の報告を求めている。

(注)「緊急事態における邦人保護のための在外公館体制調査」(平成20年度からは毎年実施。それ以前は隔年実施)。短期渡航者数は、大使館にのみ報告を求めている。

今回、平成8年度から17年度までに設置された7大使館における日本からの短期渡航者数の把握状況及び外務省(本省)への報告状況(20年度)を調査したところ、3大使館(在クロアチア大使館、在スロバキア大使館及び在スロベニア大使館)は管轄する国のデータを基に短期渡航者数を把握し報告しているが、4大使館(在アゼルバイジャン大使館、在東ティモール大使館、在モザンビーク大使館及び在アンゴラ大使館)は報告しておらず、その理由について、「管轄する国のデータが公表されていないため把握できない。」としている。

しかし、当省の調査によれば、財団法人アジア太平洋観光交流センターが、国際連合の専門機関である世界観光機関(World Tourism Organization: UNWTO)(注)からのデータ提供を受けて作成している「世界観光統計資料集」に、日本からの短期渡航者数が世界の主要な国・地域別に公表されており、短期渡航者数を把握できないとしている4大使館のうち2大使館(在アゼルバイジャン大使館及び在アンゴラ大使館)については当該データを活用する余地がある。

(注)世界観光機関は、観光の振興・発展により世界の経済的発展、国際平和、人権尊重などに寄与することを目的に昭和50年に設立され、平成15年に国際連合の専門機関となった。本部をマドリードに置き、大阪にアジア太平洋センターが置かれている。平成22年3月現在、加盟国は154か国で、観光振興のための国際会議の開催、開発途上国に対する観光事業従事者の育成支援、市場調査、観光統計の作成等の活動を行っている。

表2-(4)-イ-①

ウ 日本企業への支援

外務省は、グローバル化が進展する中で、日本企業が海外で活発な活動ができるよう支援していくため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」(平成13年8月外務省経済局政策課策定。平成17年12月改訂。以下「日本企業支援ガイドライン」という。)を策定し、当該ガイドラインを踏まえ、支援・連携活動を積極的に行うよう在外公館に指示している。

今回、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館(7大使館及び6総領事館)における日本企業への支援状況(20年度)を調査したところ、次のような事例がみられた。

① 在濟州総領事館では、平成20年10月1日現在、管轄する地域内に日本企業が1社あるものの、当該日本企業への支援実績はない。

なお、他の7大使館及び5総領事館では、少ないものでも2件、多いものでは107件の支援実績がある。

この理由について、在濟州総領事館は、「当該企業に対し何度も連絡を試みてはいたもののうまく接触できず、同社からの支援要請もなかったため。」としている。しかし、上記のガイドラインでは、「日本企業からの要請を受けて問題解決をはかる受け身の支援だけでなく、問題発生前の予防的取組として日頃より現地政府関係当局及び企業等と緊密な情報交換を行う。」ことが基本的指針の一つとされている。

② 在スロベニア大使館では、「管轄する国内の支援対象日本企業数は4社である。」(平成20年10月1日時点)としていたが、当省の調査の過程で、他にも2社ある

表2-(4)-ウ-①

表2-(4)-ウ-②

ことが判明した。同大使館が把握していなかったこれら2社は、いずれも日系現地法人で邦人社員は1人もいないが、上記のガイドラインでは、「日系現地法人からの支援要請に対しても原則対応する。」とされている。

また、在济州総領事館では、「管轄する地域内の支援対象日本企業数は1社である。」(平成20年10月1日時点)としていたが、当省の調査の過程で、当該企業は既に撤退していたことが判明した。この理由について、同総領事館は、「当該企業の邦人社員(2人)は济州に常駐していないなど、地域に根差した企業ではなかったこと、また、同社に対し、何度も連絡を試みてはいたもののうまく接触できなかったことから、結果的に交流機会がほとんどなかったため。」としている。

- ③ アンゴラから日本への輸出額は、平成6年から13年までの間、約10億円から約28億円の幅でおおむね横ばいで推移し、それ以降は、14年約493億円、16年約10億円、18年約811億円、20年約26億円と大幅に変動しているが、在アンゴラ大使館では、その原因等の把握・分析を行っていない。日本への輸出額の動向は、日本とアンゴラの経済関係を示す基礎データであり、日本企業への支援情報としても十分に提供されるべきものと考えられる。

表2-(4)-ウ-③

エ 広域担当官の活用

外務省は、在外公館における業務効率の向上を図るため、昭和57年度から、政務、経済協力、営繕、領事、会計、通信等の業務に関する知識及び経験の豊富な職員を広域担当官として拠点となる在外公館に配置し、これらの分野について管轄する国・地域を越えて広域的に担当させることとしている。広域担当官は、その活動内容から、「情報収集型」及び「応援指導型」の2つに分類(注)される。

表2-(4)-エ-①

(注)「情報収集型」は、特定の分野・事項に関して情報が集中する在外公館(以下「拠点公館」という。)に広域担当官を配置し、情報収集の多元化を図るとともに、拠点公館とそれ以外の在外公館との相互の情報交換を密にし、情報収集の高度化を図ることを目的としている。現在、政務及び経済の2分野に置かれている。

「応援指導型」は、拠点公館に当該分野の豊富な知識と経験を有する職員を配置し、在外公館からの照会に出張、電話等の方法で応じることにより、在外公館の担当官を応援・指導することを目的としている。現在、経済協力、営繕、広報、領事、査証、会計、通信、警備及び情報化の9分野に置かれている。

平成22年1月末現在、広域担当官は、28在外公館(22大使館、4総領事館及び2政府代表部)に65人が配置されている。

表2-(4)-エ-②

- ① 今回、広域担当官全体の定員措置状況及びその充足状況を調査したところ、次のとおり、定員の約2割が充足されておらず、中には3年連続で広域担当官が配置されていない状況がみられた。

i 広域担当官の平成22年1月末の定員は84人であるが、配置人員は65人となっており、19人(22.6%)は充足されていない。

表2-(4)-エ-③

ii 上記iを分野別にみると、経済(注)、経済協力、広報、警備及び情報化の5分野については、1人から7人の定員が認められているにもかかわらず、広域担当官は配置されていない。これらのうち、経済協力、警備及び情報化の3分野については、いずれも平成19年度から21年度までの3年間、広域担当官が配置されていない。

表2-(4)-エ-④

表2-(4)-エ-⑤

(注) 経済担当広域担当官は、平成21年度に新たに設置された。

<p>② また、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館（7大使館及び6総領事館）における「応援指導型」の広域担当官の活用状況について、在外公館の設置から20年度までの実績を当該公館が把握している範囲で調査(注)したところ、次のとおり、広域担当官の支援を受けた実績のない在外公館がみられた。</p> <p>(注) 在外公館の設置以降の実績のすべてが整理されていなかったため、調査対象在外公館で確認できた範囲で調査を行った。</p> <p>i 平成21年1月末現在、13在外公館を担当する広域担当官は26人配置されている（営繕6人、領事6人、査証1人、会計7人及び通信6人）。しかしながら、これらの13在外公館が広域担当官の支援を受けた実績をみると、11在外公館（7大使館及び4総領事館）では1件以上の支援を受けていたが、2総領事館（在濟州総領事館及び在ユジノサハリンスク総領事館）では支援を受けた実績が全くない。その理由について、例えば、在ユジノサハリンスク総領事館では、「広域担当官が配置されている在ロシア大使館よりも本省の方が時差が小さいので、本省に直接照会する機会が多いため。」としている。</p> <p>ii 支援を受けた分野別にみると、会計及び通信分野の支援を受けたことのある在外公館がそれぞれ8在外公館（会計分野：5大使館及び3総領事館、通信分野：6大使館及び2総領事館）と最も多く、次いで、領事分野が6在外公館（5大使館及び1総領事館）、営繕分野が5在外公館（1大使館及び4総領事館）となっており、経済協力、広報、査証、警備及び情報化の5分野については、広域担当官が配置されていないことなどから、支援を受けた実績は全くない。</p> <p>③ しかしながら、外務省は、広域担当官の配置及び活動状況を定期的に把握していない。</p>	<p>表2-(4)-エ-⑥、⑦</p> <p>表2-(4)-エ-⑧</p> <p>表2-(4)-エ-⑥、⑦（再掲）</p> <p>表2-(4)-エ-⑤（再掲）</p>
<p>オ 専門調査員の採用</p> <p>外務省は、多様化・専門化する外交課題に対処するため、各国・地域の政治、経済、文化等に関する調査研究及び館務の補助に従事する民間の専門家（以下「専門調査員」という。）を公募し、原則として2年間の任期で委嘱し在外公館に配置している。平成21年4月1日現在、専門調査員は、165在外公館（125大使館、32総領事館及び8政府代表部。兼館の8大使館及び1政府代表部を含む。）に229人配置されている。</p> <p>また、外務省は、専門調査員について、委嘱業務に係る専門的な知識、経験や必要とされる語学能力等を勘案して、適切な者の選考・採用を行っているとしている。</p> <p>今回、平成8年度から17年度までに設置された13在外公館（7大使館及び6総領事館）のうち、平成21年10月1日現在で専門調査員が配置されている5大使館及び2総領事館における専門調査員の活動状況を調査したところ、次のような事例がみられた。</p> <p>① 在クロアチア大使館には、「クロアチアの政治・経済事情」の調査を委嘱された専門調査員が1人配置されている。当該専門調査員の選考試験実施要項では、試験語学が「英語又はクロアチア語」とされており、結果として、クロアチア語を習得していない同専門調査員が採用された。このため、委嘱事項に係る調査や情報収集等は、専ら英語の資料等によらざるを得ず、クロアチア語を習得した者に比べ、情報収集の範囲が狭くならざるを得ない状況となっており、十分な成果を</p>	<p>表2-(4)-オ-①</p> <p>表2-(4)-オ-②</p>

上げることができるか疑問がある。この点について、在クロアチア大使館では、「当該専門調査員は政治・経済・経済協力班に配置し、館務の補助としてクロアチアの政治・経済事情の情報収集を担当させているが、クロアチア語の文献（新聞、雑誌等を含む。）については、現地採用職員が英語に翻訳しなければ情報収集ができない状況となっており、後任の専門調査員にはクロアチア語を習得している者を希望したい。」としていた。ちなみに、当該専門調査員の前任者は、クロアチア語を習得した者が配置されていた。

なお、当省の調査の過程で、当該専門調査員の後任者の募集（平成21年6月及び10月）が行われているが、その試験語学は「クロアチア語」となっており、英語のみの習得者は選考の対象外とする方針変更が行われていた。

- ② 在スロバキア大使館には、平成17年1月に「スロバキアの政治・経済事情」の調査を委嘱（委嘱期間は2年間）された専門調査員が1人配置されていた。上記①と同様に、当該専門調査員の選考試験実施要項では、試験語学が「英語又はスロバキア語又はチェコ語」とされており、結果として、スロバキア語又はチェコ語を習得していない同専門調査員が採用された。このため、委嘱事項に係る調査や情報収集等は専ら英語の資料等によらざるを得ず、スロバキア語又はチェコ語を習得した者に比べ、情報収集の範囲が狭くならざるを得ない状況となっていた。ただし、結果として、当該専門調査員は、ほかに関心がある研究テーマがあることなどを理由に、委嘱期間1年を残して途中で辞職し、同専門調査員の後任者（スロバキア語を習得）の配置までに1年間を要した。

なお、当省の調査の過程で、現在配置されている専門調査員の後任者の募集（平成21年6月）が行われているが、その試験語学は「チェコ語又はスロバキア語」となっており、英語のみの習得者は選考の対象外とする方針変更が行われていた。

カ 総領事館廃止後の行政サービス

平成8年度から21年度までに廃止された6総領事館のうち5総領事館については、後継組織として出張駐在官事務所が置かれているが、在カンザスシティ総領事館（平成17年1月廃止）については、これが置かれず、在シカゴ総領事館に事務が引き継がれている。

今回、在カンザスシティ総領事館の廃止後の行政サービスの実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

外務省（在シカゴ総領事館）は、在カンザスシティ総領事館の廃止による在留邦人等への行政サービスの低下を最小限にとどめるため、領事出張サービスや従来から行われている文化交流事業（大カンザスシティ日本祭等）への支援を行うほか、新たにカンザスシティ市に名誉総領事を1人任命（平成17年11月1日。任期5年）している。名誉総領事は、設置法第13条に基づき外務大臣が任命するものであり、現地の実情に応じ、我が国の在外公館が置かれていない地域において、邦人保護活動に対する支援、在外公館が現地で文化交流活動を行う際の支援等を行うこととされている。

しかし、今回、在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域内の在留邦人（日本人会の代表者等）及び日本企業に、同総領事館の廃止後の在外公館の行政サービス

表2-(4)-カ-
①

表2-(4)-カ-
②

表2-(4)-カ-
③-i、ii、iii、

<p>スの実施状況等を聴取したところ（注）、有効回答数12件のうち8件（67%）が旅券の更新等の領事サービス面等で不便になったとし、領事出張サービスの拡充等を求めている。また、名誉総領事の存在を「全く知らない」としている在留邦人団体（日本人会）もみられた。</p> <p>（注）在カンザスシティ総領事館の廃止による影響等について、同総領事館が管轄していた地域内の在留邦人及び日本企業にアンケート調査等を行った。</p> <p>この点に関し、外務省（在シカゴ総領事館）は、「領事出張サービスは在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域内で毎年度5回程度実施してきており、平成20年度は3回であったが、21年度には6回実施する予定である。また、名誉総領事については、今後一層周知していきたい。」としている。</p> <p>（所見）</p> <p>したがって、外務省は、在外公館における効果的かつ効率的な業務運営を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たに設置した大使館の大使については、できる限り早期発令に努めるなどにより、早期着任を推進すること。 ② 在外公館に対し、「世界観光統計資料集」等の各種統計資料を活用して、短期渡航者数を適切に把握・報告するよう指示すること。 ③ 在外公館に対し、日本企業の海外における活動を効果的に支援するため、日本企業支援ガイドラインを踏まえ、管轄する国・地域内の日本企業の実態や活動状況等を的確に把握し、必要な支援を積極的に行うよう徹底すること。 ④ 広域担当官の配置及び活動状況を定期的に把握し、広域担当官が長期間配置されていない理由及びそれによる支障の有無並びに支援実績が乏しい原因を十分分析し、効果的な活用方策を検討すること。 ⑤ 専門調査員については、委嘱業務に必要とされる現地語の習得状況を十分考慮して採用すること。 ⑥ 廃止された総領事館が管轄していた地域を引き継いだ在外公館に対し、当該地域に在住する在留邦人や日本企業等のニーズを定期的に把握し、一層効果的な領事サービス等を行うとともに、名誉総領事の存在と支援活動の内容を十分周知するよう指示すること。 	iv
---	----

表 2-(4)-ア-①

「外務省改革「行動計画」」(平成14年8月21日)(抜粋)

II. 外務省職員の意識改革

1. 外務省職員に対する「使命」感の付与【直ちに実施】

- 在外公館においては、我が国の国益増進の最前線に立っているとの認識の下、館長自らが陣頭指揮に当たるとともに、館長が責任を持って館員を指導し在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を作る。

表 2-(4)-ア-②

外務公務員の赴任及び帰朝に関する規則(昭和27年4月12日作成。昭和56年12月10日最終改正(官房長決裁)) (抜粋)

第1条 外務公務員は、本邦から赴任する場合は発令日から30日以内に新任地に着任しなければならない。但し、併任発令のある職員(出向者を除く)は、併任期間を除く。

2 在外公館に勤務する外務公務員が、他の在外公館へ転勤する場合は、発令日から40日以内に新任地に着任しなければならない。

3 在外公館に勤務する外務公務員が帰朝する場合は、発令日から45日以内に本邦に到着しなければならない。

第2条 特命全権大使及び特命全権公使並びに在外公館長たる総領事及び領事は、前条の規定にかかわらず、赴任、転勤、帰朝のいずれの場合においても、発令日から40日以内に現任地を出発しなければならない。

第5条 外務公務員は、特別の用務、病気その他やむを得ない事由がある場合には、第1条ないし第3条の規定にかかわらず、外務大臣の許可を得て着任、出発又は本邦への到着を延期することができる。

- (注) 1 外務省の資料による。
2 下線は、当省が付した。

表 2-(4)-ア-③

調査対象 17 大使館における初代大使の着任状況

区分	大使館名	大使館の設置年月日 (a)	初代大使の発令年月日 (b)	初代大使の着任年月日 (c)	設置から着任までに要した日数 (c - a)	設置から発令までに要した日数 (b - a)	発令から着任までに要した日数 (c - b)
設置から1か月以内に着任	在東ティモール	平成16年1月1日	平成16年1月16日	平成16年1月30日	29日	15日	14日
設置から1か月以上3か月未満に着任	在ラトビア	21年1月1日	21年1月16日	21年3月12日	70日	15日	55日
	在トンガ	21年1月1日	21年2月13日	21年3月13日	71日	43日	28日
	在グルジア	21年1月1日	21年2月13日	21年3月28日	86日	43日	43日
設置から3か月以上5か月未満に着任	在スロバキア	14年1月22日	14年4月12日	14年5月10日	108日	80日	28日
	在クロアチア	10年2月1日	10年4月8日	10年5月21日	109日	66日	43日
	在アゼルバイジャン	12年1月21日	12年4月4日	12年5月15日	115日	74日	41日
	在スロベニア	18年1月1日	18年3月14日	18年5月1日	120日	72日	48日
	在ボスニア・ヘルツェゴビナ	20年1月1日	20年4月8日	20年5月16日	136日	98日	38日
設置から5か月以上7か月未満に着任	在ボツワナ	20年1月1日	20年4月8日	20年6月2日	153日	98日	55日
	在アンゴラ	17年1月1日	17年5月17日	17年6月7日	157日	136日	21日
	在リトアニア	20年1月1日	20年5月16日	20年6月16日	167日	136日	31日
	在ミクロネシア	20年1月1日	20年5月16日	20年6月18日	169日	136日	33日
	在ブルキナファソ	21年1月1日	21年5月22日	21年6月27日	177日	141日	36日
	在マラウイ	20年1月1日	20年6月17日	20年7月24日	205日	168日	37日
設置から7か月以上9か月未満に着任	在マリ	20年1月1日	20年6月17日	20年8月1日	213日	168日	45日
設置から9か月以上12か月未満に着任	在モザンビーク	12年1月1日	12年10月4日	12年11月9日	313日	277日	36日
					平均141日	平均104日	平均37日

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、設置から初代大使の着任までに要した期間の平均日数(141日)を超えているものを示す。

表 2-(4)-ア-④

当省の調査期間中に設置された6大使館における初代大使の着任状況

大使館名	大使館の設置年月日 (a)	初代大使の発令年月日 (b)	初代大使の着任年月日 (c)	設置から着任までに要した日数 (c - a)	設置から発令までに要した日数 (b - a)	発令から着任までに要した日数 (c - b)
在パラオ	平成 22年1月1日	平成 22年1月15日	平成 22年2月5日	35日	14日	21日
在キルギス	22年1月1日	22年1月15日	22年2月23日	53日	14日	39日
在ルワンダ	22年1月1日	22年1月15日	22年2月23日	53日	14日	39日
在ベナン	22年1月1日	22年1月15日	22年2月24日	54日	14日	40日
在エストニア	22年1月1日	22年1月15日	22年2月26日	56日	14日	42日
在モーリタニア	21年12月1日	22年1月15日	22年2月23日	84日	45日	39日
				平均56日	平均19日	平均37日

(注) 当省の調査結果による。

2-(4)-イ-①

調査対象7大使館における日本からの短期渡航者数の把握状況等

(単位：人)

大使館名	短期渡航者数の外務省（本省）への報告状況（平成20年度）		「世界観光統計資料集」	
	短期渡航者数	調査時点	短期渡航者数	調査時点
在クロアチア	86,404	19年	86,404	19年
在アゼルバイジャン	不明	—	1,203	19年
在スロバキア	13,496	19年	13,496	19年
在スロベニア	24,506	19年	24,506	19年
在東ティモール	不明	—	不明	—
在モザンビーク	不明	—	不明	—
在アンゴラ	不明	—	537	19年

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「世界観光統計資料集」は、世界観光機関（UNWTO）からのデータ提供を受けて財団法人アジア太平洋観光交流センターが発行している。

3 網掛けは、「世界観光統計資料集」による公表データを活用する余地がある大使館を示す。

表 2-(4)-ウ-①

日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン
(平成 13 年 8 月外務省経済局政策課策定。平成 17 年 12 月改訂) (抜粋)

1 基本的考え方

グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。また、国際的に活躍する個人や企業が培ってきた信頼、評価、賞賛などを基盤に、いわゆる「日本ブランド」を発信し、これを広めていくことは、経済外交、日本のソフトパワーの増強という視点からも極めて重要である。このような観点から、官民連携をより一層強化していくこととする。

2 支援・連携の基本的指針

- (1) 経済団体、企業グループ、個別企業の支援（個別商談に関わるものも含む）要請に対して誠意をもって積極的に対応する。
- (2) 支援の内容は、先進国、途上国、各地域、政治・経済体制、日本企業の進出状況などの様々な要因により、極めて多岐にわたることから、具体的な支援形態、官民連携の形態は、各国現地の事情に応じ柔軟に対応する。
- (4) 日本企業からの要請を受けて問題解決をはかる受け身の支援だけでなく、問題発生前の予防的取組として日頃より現地政府関係当局及び企業等と緊密な情報交換を行う。

3 具体的な支援例

- (3) ビジネス環境の改善、広報等の取組
 - (イ) 日本企業が活動しやすい環境づくりのため、日頃より日本企業と緊密な情報交換を行い、ニーズを的確に把握し、日本企業の要望事項を然るべく現地政府に伝達する。
- (4) 現地での情報提供、人脈形成への協力
 - (イ) 現地への進出を検討中の企業を含め、日本企業に対し、内政、経済、社会、外国企業に対する政策、国際的・地域的な企業活動ガイドライン等について現地における情報を提供する。

4 支援に当たっての体制

- (3) 「開かれた、相談しやすい公館」としてのイメージの醸成

国民にとって開かれ、役に立つ在外公館を目指す観点からも、日本企業との連絡を密にし、日本企業関係者からの照会に対し誠意をもって回答する等、現地での信頼関係の醸成に努める。
- (4) 在外公館施設の一層の活用

日本企業支援活動をより効果的に行うため、在外公館施設を積極的に活用する。

5 留意点

- (3) 日本企業又は日本企業関係団体（現地日本商工会等）はもとより、日系現地法人からの支援要請に対しても原則対応する。

(注) 1 外務省の資料による。
2 下線は、当省が付した。

表 2-(4)-ウ-②

調査対象 13 在外公館における日本企業支援実施件数

(単位：社、件)

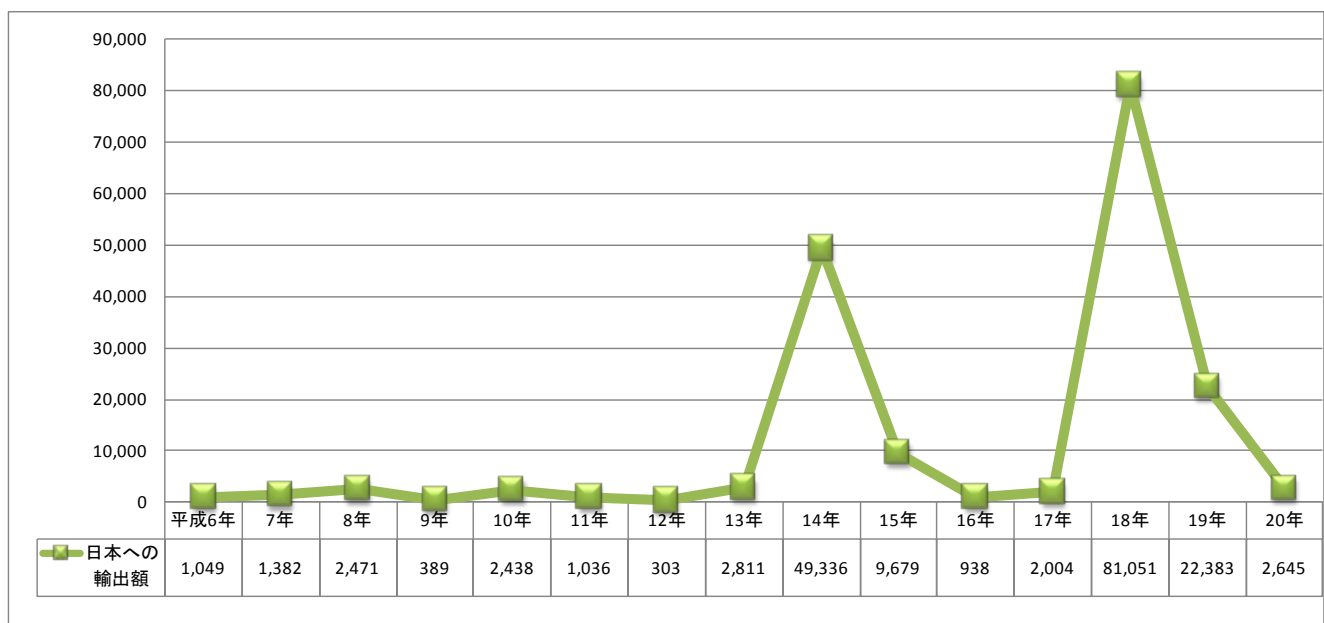
在外公館名	日本企業数	日本企業支援実施件数	現地政府への申入件数	事業相手方とのトラブル支援件数	現地経済事情等の情報提供件数
在クロアチア大使館	7	12	3	0	9
在アゼルバイジャン大使館	5	6	0	0	6
在スロバキア大使館	43	38	11	3	24
在スロベニア大使館	4	21	3	1	17
在東ティモール大使館	3	2	0	0	2
在モザンビーク大使館	2	43	1	2	40
在アンゴラ大使館	8	17	0	0	17
在ユジノサハリンスク総領事館	35	44	0	0	44
在済州総領事館	1	0	0	0	0
在重慶総領事館	322	107	5	4	98
在チェンマイ総領事館	70	68	1	1	66
在デンパサール総領事館	46	6	0	0	6
在デンバー総領事館	70	24	0	0	24

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、平成 20 年度の実績に基づき作成した。

表 2-(4)-ウ-③

アンゴラから日本への輸出額の推移

(単位：百万円)



(注) 財務省の「貿易統計」に基づき、当省が作成した。

表 2-(4)-エ-①

広域担当官制度の趣旨及び職務

- 広域担当官制度の趣旨
特定の地域又は分野に関し、知識及び経験の豊富な職員を広域担当官として拠点となる公館に配置し、当該分野について広域的にカバーすることにより、在外公館活動の強化及び定員の有効活用を図ることを目的とする。
- 広域担当官の職務
「情報収集型」及び「応援指導型」の2つに分類される。
 - ① 「情報収集型」 (政務、経済)
特定の分野・事項に関し、情報の集中する拠点公館に配置し、情報収集の多元化を図るとともに、拠点公館と現地公館との相互の情報交換のチェックを密にし、在外公館における情報収集の高度化を図るため、広域担当官は、担当地域に関する情報収集に努め、これを関係公館に伝達し、また、関係公館は転電等の手段を通じ、広域担当官への情報提供に努める。
 - ② 「応援指導型」 (経済協力、営繕、広報、領事、査証、会計、通信、警備、情報化)
拠点公館に当該分野の豊富な知識と経験を有する職員を配置し、本省又は現地公館の求めに応じ、随時現地に出張して、又は現地公館からの照会に応じて、現地公館の担当官を応援・指導する。

(注) 外務省の資料に基づき、当省が作成した。

表2-(4)-エ-②

広域担当官の配置状況

(単位：人)

在外公館名	政務	営繕	領事	査証	通信	会計	計
在インド大使館			1			1	2
在インドネシア大使館		1			1	1	3
在シンガポール大使館	1		1				2
在タイ大使館		1	1		1	1	4
在中華人民共和国大使館		1	1		1	1	4
在フィリピン大使館						1	1
在オーストラリア大使館					1	1	2
在アメリカ合衆国大使館		1	1		1	1	4
在サンフランシスコ総領事館			1				1
在ニューヨーク総領事館						1	1
在ロサンゼルス総領事館						1	1
在メキシコ大使館		1	1		1	1	4
在ブラジル大使館		1			1	1	3
在サンパウロ総領事館			1	1			2
在イタリア大使館						1	1
在英国大使館		1			1	1	3
在オーストリア大使館			1		1	1	3
在オランダ大使館			1				1
在スペイン大使館			1				1
在ドイツ大使館			1		1	1	3
在フランス大使館		1	1		1	1	4
在ロシア大使館	1	1	1			1	4
在オマーン大使館	1						1
在サウジアラビア大使館	1						1
在エジプト大使館		1	1			1	3
在南アフリカ大使館		1	1			1	3
国際連合日本政府代表部					1		1
ジュネーブ国際機関日本政府代表部					1	1	2
計	4	11	16	1	13	20	65

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査時点は、平成22年1月末である。

3 「経済」、「経済協力」、「広報」、「警備」及び「情報化」の5分野には広域担当官が配置されていない。

表 2-(4)-エ-③

広域担当官の定員等の推移

(単位：人、%)

区分	年度	平成19	20	21
定員 (a)		83	84	84
配置人員		64	65	65
未配置人員 (b)		19	19	19
未充足率 (b/a×100)		22.9	22.6	22.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査時点は、各年度とも1月末である。

表 2-(4)-エ-④

広域担当官の地域・担当分野別配置状況

(単位：人)

担当地域等		広域担当官の担当分野											計
		情報収集型		応援指導型									
		政務	経済	経済協力	営繕	広報	領事	査証	会計	通信	警備	情報化	
アジア	定員	3			1	1	3		1	1	1		11
	配置人員				3		3		4	3			13
大洋州	定員	1		1	1		1		1				5
	配置人員	1					1		2	1			5
北米	定員	1			1	2	3		1	1		1	10
	配置人員				1		2		3	2			8
中南米	定員	2	1	3	2	1	3		2	2	1	1	18
	配置人員				2		2	1	2	2			9
欧州	定員	2			4	1	2	1	1	2		1	14
	配置人員	1			2		3		4	3			13
中東	定員	3		1	2	1	2		1	1	1		12
	配置人員	1			1		2		2				6
アフリカ	定員	2		2	2		3		2	2	1		14
	配置人員	1			2		3		3	2			11
計	定員	14	1	7	13	6	17	1	9	9	4	3	84
	配置人員	4	0	0	11	0	16	1	20	13	0	0	65

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査時点は、平成 22 年 1 月末である。

表 2-(4)-エ-⑤

広域担当官の担当分野別配置人員の推移

(単位：人)

年度	広域担当官 の担当分野	区分	経済	経済協力	広報	警備	情報化
平成19	定員		—	7	6	4	3
	配置人員		—	0	1	0	0
20	定員		—	7	6	4	3
	配置人員		—	0	0	0	0
21	定員		1	7	6	4	3
	配置人員		0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査時点は、各年度とも1月末である。

3 「経済」分野の広域担当官は、平成21年度に新たに設置された。

表 2-(4)-エ-⑥

調査対象13在外公館における広域担当官の活用状況

在外公館名	支援を受けた実績 の有無	支援を受けた分野								
		経済協力	営繕	広報	領事	査証	会計	通信	警備	情報化
在クロアチア大使館	有						○			
在アゼルバイジャン大使館	有				○			○		
在スロバキア大使館	有				○		○	○		
在スロベニア大使館	有				○		○	○		
在東ティモール大使館	有							○		
在モザンビーク大使館	有				○		○	○		
在アンゴラ大使館	有		○		○		○	○		
在ユジノサハリンスク総領事館	無									
在済州総領事館	無									
在重慶総領事館	有		○		○		○	○		
在チェンマイ総領事館	有		○				○	○		
在デンパサール総領事館	有		○				○			
在デンバー総領事館	有		○							
計	有=11 無= 2	0	5	0	6	0	8	8	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、在外公館設置から平成20年度までの間の広域担当官による支援を受けた実績について、調査対象在外公館において確認できた範囲で記載した。

表2-(4)-エ-⑦

調査対象在外公館が広域担当官から受けた具体的支援内容等

在外公館名	分野	具体的支援内容	支援回数	支援時期
在クロアチア大使館	会計	大使の離着任に係る会計事務について相談（電話等）	随時	—
在アゼルバイジャン大使館	領事	邦人援護活動について相談（電話等）	1回	平成18年11月
	通信	通信事務について不明な点を相談（電話等）	随時	—
	通信	通信事務に関する指導及び監査（出張）	1回	20年2月
在スロバキア大使館	領事	領事業務全般についての助言（電話等）	随時	—
	会計	会計事務について不明な点を相談（電話等）	随時	—
		会計事務に関する業務指導（出張）	1回	20年11月
	通信	通信事務について不明な点を相談（電話等）	随時	—
通信事務に関する業務指導（出張）		1回	19年1月	
在スロベニア大使館	領事	開館準備段階から各種の支援（電話等）	随時	—
	会計	開館準備段階から各種の支援（電話等）	随時	—
	通信	開館準備段階から各種の支援（電話等）	随時	—
在東ティモール大使館	通信	特殊倉庫を開設するに際し、通信機器の設置について出張者から支援（出張）	1回	時期不明
在モザンビーク大使館	領事	査証、証明、邦人保護等の対応が必要な場合、対応について相談（電話等）	随時	—
	会計	会計事務について不明な点がある場合には、時差も考慮の上、本省又は広域担当官に相談（電話等）	随時	—
	通信	停電により通信機器にトラブルが生じた場合など、時差も考慮の上、本省又は広域担当官に相談（電話等）	随時	—
在アンゴラ大使館	営繕	公邸に発電機を設置する際の支援（出張）	1回	21年3月
	領事	領事事務に関する相談を適宜相談（電話等）	随時	—
	会計	当地の劣悪な住宅事情を視察してもらい、館員の住宅問題の改善方策の検討を要請（出張）	1回	21年3月
	通信	アフリカ特有の回線事情の悪さや頻繁な停電等のため、通信機器にトラブルが発生するケースが多く、必要に応じて適宜相談（電話等）	随時	—
在重慶総領事館	営繕	公館の耐震検査を実施する際の助言（電話等）	1回	20年5月
	領事	在留邦人、進出企業に係る様々な安全対策に関し、情報共有を図るとともに必要な助言（電話等）	随時	—
	会計	規則の新設・変更があった場合など、適宜相談（電話等）	随時	—
	通信	通信の保秘について、適宜相談（電話等）	随時	—
在チェンマイ総領事館	営繕	公邸の外壁を修復するための工事の使用建材について助言を受けるなど、必要に応じて適宜相談（電話等）	随時	—
	会計	会計事務について不明な点を相談（電話等）	随時	—
	通信	通信事務について不明な点を相談（電話等）	随時	—
在デンパサール総領事館	営繕	公邸を新設するに際し、指導及び助言（電話等）	随時	—
	会計	国際会議の開催に際し、会計事務処理について広域担当官の支援（出張）	1回	19年度
在デンバー総領事館	営繕	借上事務所の現状確認、その他営繕関係事務打合せ	1回	20年7月

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、在外公館設置から平成20年度までの間の広域担当官による支援を受けた実績について、調査対象在外公館において確認できた範囲で記載した。

表 2-(4)-エ-⑧

調査対象在外公館において広域担当官による支援を受けた実績がない理由

在外公館名	広域担当官による支援を受けた実績がない理由
在济州総領事館	必要がある場合には、在韓国大使館に照会すれば足りるため。
在ユジノサハリンスク総領事館	当地を担当する広域担当官が駐在する在ロシア大使館（モスクワ）よりも、本省（東京）の方が時差が小さいので、本省に直接照会する機会が多いため。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-オ-①

専門調査員の国別配置状況

(単位：国、在外公館、人)

地域等名	国数	在外公館数	専門調査員が配置されている在外公館数	専門調査員数
アジア	21	38	31	54
大洋州	14	11	8(3)	8(3)
北米	2	21	11	18
中南米	33	27	24(1)	26(1)
欧州	54	49	43(3)	58(3)
中東	15	18	13	17
アフリカ	53	28	27(1)	28(1)
政府代表部	-	7	8(1)	20(1)
計	192	199	165(9)	229(9)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成21年4月1日現在の専門調査員の配置状況を記載した。

3 () 内は、専門調査員が配置されている兼館の在外公館数又は当該公館に配置されている専門調査員数であり、それぞれ内数である。

表2-(4)-オ-②

調査対象在外公館における専門調査員の活動状況

在外公館名	専門調査員数	委嘱期間	委嘱事項名	活動報告の提出状況	
				提出日	報告事項
在クロアチア大使館	1人	平成20年3月1日～22年3月31日	クロアチアの政治・経済事情	平成20年10月29日	クロアチアのEU加盟プロセスとその障害
在スロバキア大使館	1人	19年2月1日～22年2月28日	スロバキアの政治・経済事情	21年3月10日	スロバキアにおけるロマ問題の構造と現状打開の可能性 ～ロマ問題の歴史的背景と社会的包摂 (inclusion) の試み～
在ユジノサハリンスク総領事館	1人	20年3月1日～22年3月31日	ロシア経済 (サハリン石油・天然ガス開発、北海道との経済関係)	21年3月28日	資源開発を巡る極東サハリン国際地域間関係の変動 ～重層的プロセスにおける日露協力～
在東ティモール大使館	1人	19年2月1日～22年2月28日	東ティモール経済情勢の分析と展望	21年7月17日	東ティモール経済情勢の分析と展望No.2 ～資源開発の経緯・現状・展望 (石油・天然ガスを中心に) ～
在モザンビーク大使館	1人	19年3月1日～22年3月31日	モザンビークにおける経済社会発展の展望	21年7月14日	平和構築 (地雷除去) 分野
在アンゴラ大使館	1人	21年5月1日～23年5月31日	アンゴラの政治経済情勢と経済開発の動向	未提出	〔委嘱から日が浅いため、報告書の作成実績なし〕
在重慶総領事館	1人	19年2月1日～22年2月28日	中国西南地域の経済情勢	20年11月26日	重慶市の大気汚染状況と今後の見通し

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成21年10月1日現在での専門調査員の活動状況を記載した。

表 2-(4)-カ-①

在カンザスシティ総領事館の廃止に際して、外務省（在シカゴ総領事館）が講じた措置

① 領事出張サービスの実施

在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域において毎年度 5 回程度実施している。

(単位：回)

州名 \ 年度	平成17	18	19	20	21 (予定)
アイオワ州	1		1		
カンザス州	2	1		1	1
ミズーリ州	1	1	1	1	3
ノースダコタ州			1		
サウスダコタ州		2	1		
ネブラスカ州	1		1	1	2
計	5	4	5	3	6

(注) 平成21年度については、当省の調査時点（21年8月）における実施件数と実施予定件数の合計である。

② 名誉総領事の任命

在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域に居住する在留邦人等に対する利便の確保を図るため、平成17年11月1日に新たに名誉総領事を1人任命している。

州名	都市名	任命年月日	名誉総領事数
ミズーリ州	セント・ルイス	平成 4年 7月1日	1人
ネブラスカ州	オマハ	11年12月1日	1人
カンザス州	カンザスシティ	17年11月1日	1人

③ 広報文化事業

在シカゴ総領事館において開催している中西部広報戦略会議に、在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域の名誉総領事や、日米交流に携わっている諸団体の代表等も出席し、関係者間の情報交換及び問題意識の共有を図っている。

また、在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域内においても、文化事業を実施するほか、大カンザスシティ日本祭に在シカゴ総領事館から総領事又は首席領事が出席している。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-カ-②

名誉総領事の任命及び職務に係る法令

○外務省設置法（平成11年法律第94号）（抜粋）

第13条 外務大臣は、外国において外務省の所掌事務の一部を遂行するため必要と認めるときは、名誉総領事又は名誉領事を任命し、これを所要の地に置くことができる。

2 名誉総領事及び名誉領事の職務その他に関し必要な事項は、外務大臣の定めるところによる。

○名誉総領事及び名誉領事の職務規則（昭和29年外務省訓令第9号）（抜粋）

（職務の基準）

第3条 名誉総領事及び名誉領事（以下「名誉領事」という。）は、この規則の外、条約、確立された国際法規及び日本国の法令に従って、その職務を行う。

3 名誉領事は、その職務を行うに当たっては、外務大臣の命を受ける外、外務大臣が指定する在外公館長の命を受ける。

（権利及び利益の保護等に関する事務）

第4条 名誉領事は、左に掲げる事項について、必要と認める場合においては、駐在国の地方当局との交渉、資料の収集及び頒布、事情の調査並びに日本国民等のためのあっせん及び便宜の供与等を行う。

- (1) 日本国及び日本国民の権利及び利益の保護及び増進
- (2) 日本国及び日本国民の通商航海に関する利益の保護及び増進
- (3) 日本国及び日本国民の財産並びに日本国民の遺産の保護又は管理
- (4) 日本船舶及びその船員の利益の保護
- (5) 日本国民相互間又は日本国民と外国人との間に生じた民事上の紛争の解決
- (6) 外国との文化交流
- (7) その他

（その他の事務）

第6条 名誉領事は、前2条に規定する事務の外、外務大臣又は外務大臣が指定する在外公館長が特に命令した場合には、その命令による事務を行う。

（報告の事務）

第7条 名誉領事は、外務大臣又は外務大臣が指定する在外公館長に対して、その職務に関する報告を行う。

（指示）

第8条 名誉領事は、その職務を行うに当って、必要と認める場合においては、外務大臣又は外務大臣が指定する在外公館長の指示を求めることができる。

（注）下線は、当省が付した。

表 2-(4)-カ-③-i

在カンザスシティ総領事館の廃止後の状況変化について

(単位：件、%)

回答区分	回答数	構成比
変化した（不便になった）	8	66.7
変化していない	4	33.3
合計	12	100.0

(注) 1 当省のアンケート調査等結果による。

2 在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域の在留邦人及び日本企業のうち、同総領事館の廃止前後の状況を承知している 3 在留邦人及び 9 日本企業から回答を得た。詳細は、アンケート調査等結果（在外公館別）参照

表 2-(4)-カ-③-ii

在カンザスシティ総領事館の廃止後「変化した（不便になった）」とする回答の内容（複数回答）

(単位：件)

回答区分	在留邦人	日本企業	計
在外公館の窓口での領事サービス（在留届の届出や旅券の更新等）を受けるためには遠隔地まで出向かなければならなくなった	2	5	7
当地の治安情報・経済情報等の入手に時間がかかるようになった	0	2	2
在外公館からビジネス支援を受けるためには遠隔地まで出向かなければならなくなった（日本企業に対してのみ設定した回答項目）		1	1
邦人支援サービス（事故・災害等が発生した際の邦人支援等）を受けるためには遠隔地まで出向かなければならなくなった	0	3	3
日本本国の情報の入手に時間がかかるようになった	0	2	2
その他	1	2	3

(注) 1 当省のアンケート調査等結果による。

2 在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域の 3 在留邦人及び 5 日本企業から回答を得た。

表 2-(4)-カ-③-iii

在カンザスシティ総領事館の廃止後「変化していない」とする回答の内容（複数回答）

(単位：件)

回答区分	日本企業
管轄を引き継いだ総領事館で十分な行政サービスが受けられるから	3
頻繁に領事出張サービスが開催されているから	2
当地の治安情報・経済情報は在外公館のホームページ等で容易に入手できるから	3
その他	2

(注) 1 当省のアンケート調査等結果による。

2 在カンザスシティ総領事館が管轄していた地域の 4 日本企業から回答を得た。

表 2-(4)-カ-③-iv

在カンザスシティ総領事館廃止後の在外公館の行政サービス等に関する在留邦人等の意見

在留邦人	<p>[変化した（不便になった）と回答した者の意見等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領事出張サービスは、年1回では不便であるため、年2回実施してほしい。 ・ 旅券の更新手続の際に、管轄を引き継いだ在シカゴ総領事館まで出頭しなければならないため、不便になったと感じる。申請時は、申請書の郵送が認められているが、受取は郵送が認められていないので、郵送で受け取ることができるようになればありがたい。 ・ 日本人学校の授業で使用する教材について、総領事館の蔵書等を活用していたが、遠方に移ったことにより貸出しを求めることができなくなった。 ・ 名誉総領事という制度があることを知らなかった。
日本企業	<p>[変化した（不便になった）と回答した者の意見等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅券の申請手続等が不便になったが、領事出張サービスの機会を利用して手続を行うことで何とか対応できている。現在、年1回の実施であるが、年2回実施されるとありがたい。 ・ 災害発生の情報等の邦人支援に関する情報を受ける機会が減少したが、必要な情報は在シカゴ総領事館からメールマガジンで配信されるので、これを活用している。 ・ 総領事館が廃止されたことにより、地方の政府機関との交流の機会が減少した。 ・ 進出日本企業と総領事館との定期的な意見交換の機会を設けてほしい。 ・ 在シカゴ総領事館は遠方すぎて不便である。 <p>[変化していないと回答した理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カンザスシティ、シカゴのどちらの都市に出向く場合も車で5～6時間はかかるため、在カンザスシティ総領事館の廃止以前から不便であることに変わりはない。 ・ 企業活動を行うに当たり、在外公館の力を借りなければならないケースがほとんどないため。

(注) 当省のアンケート調査等結果による。